

個人情報および秘密情報の取り扱いに関する要領

【趣旨】

第1条 この要領は、滋賀県立総合保健専門学校個人情報保護規程により、本校の個人情報の取り扱いに関し、守らなければならない事項について定める。

秘密情報とは、病院や施設の外部へ開示しない情報や対象者やその家族等におけるプライバシーに関する情報や、バイタルサイン、病名、症状等をいう。

本校の職員・学生は、個人情報の保護に関する法等に基づく患者情報ははじめとする個人情報および秘密情報(以下個人情報等という)の取り扱いに関する制度と法の遵守・社会的責任ある行動を取らなければならない。情報を第三者に漏らした場合は、人権に関わる問題に発展するおそれがあると自覚すること。自分と関わりを持った対象者とその家族、実習施設、職員、他の学生の個人情報等を守秘しなければならない。看護師・歯科衛生士の資格を持たない学生であっても次事項の法等に抵触する。

- (1) 一般倫理上の守秘について
- (2) 保健師助産師看護師法第42条の2と歯科衛生士法第13条の6における守秘義務
- (3) 個人情報保護法施行に伴う守秘義務
- (4) 刑法第134条の秘密漏示
- (5) 民法第709条の不法行為
- (6) 保健師助産師看護師法第9条不正行為等により免許を与えない
- (7) 自己責任

【会話の制限】

第2条 会話の制限に関して次の事項を定める。

- (1) 更衣室、電車、バス、タクシー、エレベーター、廊下などで実習に関する会話
- (2) 患者・家族の個人情報等に関する内容の会話、メール、ソーシャルメディア等でのやりとり
- (3) 実習施設の指導者、職員、学生の個人情報に関する内容の会話、メール、ソーシャルメディア等でのやりとり

【実習記録の個人情報を最小限にするための配慮】

第3条

- (1) 対象者の匿名化
患者氏名:記載しない
生年月日:記載しない
年齢:原則記載しない
住所:記載しない

職種:原則職種のみ(例:事務職、営業職等)で勤務先・施設名は記載しない
家族構成:同居人、重要他者のみ記載(氏名は記載しない)

(2) 保健医療福祉に関わる施設名は記載しない(例:A 病院、B 施設)

(3) その他、実践に関係しない情報はむやみに記載しない。

【学生の個人情報について】

第4条 学生の個人情報に関する規定について、次の事項を定める。

(1) 学生の成績や特性など、学生の履修が効果的であると判断した場合に熟慮のうえ情報を提供することがある。その際、個人情報はあくまでも学修効果を上げるためだけに提供する。

(2) 健康状態に関する情報については、学生に有益と判断される場合のみ、学生の同意を得た上で施設に提供することもある。

(3) 学校の広報活動等で学生の肖像を掲載する場合、学校は学生に同意を得る。

【記録物の紛失を防ぐための対応】

第5条 学生の個人情報に関する規定は、実習に先立て全体オリエンテーション及び実習先でのオリエンテーションを受けて次の事項を定める。

(1) 当校指定の記録物のカバンを用意し、所定の場所(施設、学校、自室)以外では取り出さない。ファイル等はカバンから取り出さずに、そのままリュック等に入れる。

(2) 実習記録における、個人情報等の記録については施設保管とする。

(3) 記録物は速やかに指定のファイル等に綴じて、他の資料等と一緒にしない。

(4) 実習が終了したら、実習記録は各学科で保管とする。

【診療記録と個人情報へのアクセス】

(1) 電子媒体:実習施設で決められたアクセス方法を遵守する。他の患者の診療記録は、絶対に閲覧しないこと。

(2) 紙媒体:実習施設の記録物を閲覧する時は、必ず実習指導者及び実習担当教員の下承を得る。また、個人情報に関する書類やカルテは、一切施設外に持ち出さないこと。

【実習記録の開示】

第6条 実習記録の開示に関する規定は、次の事項を定める。

(1) 個人情報保護法第 28 条に「当該本人が識別される保有個人データの開示」が定められていることや、患者・家族の同意書を交わして実習していることを踏まえると、学生の実習記録の開示を求められた場合には応じることもある。

(2) 学生は、学習途上であり、情報把握や判断は未熟であるため、開示を求められた場合であっても施設と学校で協議し対応するため、個人行動は絶対に慎むこと。

令和 8 年 7 月制定